死刑執行に抗議する会長談話

本年７月２６日，東京，名古屋の各拘置所及び仙台拘置支所において，死刑確定者６名に対して死刑が執行された。昨年８月に就任した上川陽子法務大臣による３回目の執行であり，第２次安倍内閣発足以降，１４回目，合計３４人目の死刑執行となった。同日中の６名の執行は，現行刑法のもと，法務省が執行を公表するようになった９８年以降では，本年７月６日の７名に対する死刑執行に続く多人数の執行であることに加え，前回の７名の執行からわずか２０日での執行であること及び１ヶ月以内に１３人が執行されたことは過去に例がない。本年７月６日の死刑執行に対しては，当会を含めた多数の弁護士会及び日本弁護士連合会が抗議する声明を発表した。それにもかかわらず，同月中に再び死刑が執行されたことは，極めて遺憾であり，当会は，この死刑執行に対して強く抗議する。

また，前回と同じく今回の執行についても，再審請求中の者が６名中４名含まれており，弁護権・防御権の観点から問題が残るといわざるを得ない。

日本弁護士連合会は，２０１６年１０月，第５９回人権擁護大会において「死刑廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」を採択し，２０２０年までに死刑制度の廃止を目指すべきと宣言した。この宣言の核心は，死刑が生命を剥奪するという刑罰であり，国家による重大かつ深刻な人権侵害であるという点にある。当会も，死刑は人間の生命を奪う不可逆的な刑罰であり，誤判の場合には取り返しがつかないとして，死刑制度を廃止するよう求めてきた。

国際社会では死刑廃止に向かう潮流が主流であり，ＯＥＣＤ加盟国で，死刑を国家として統一して執行し続けているのは日本だけである。

確かに，犯罪により奪われた命は二度と戻ってこない。このような犯罪は決して許されず，被害者遺族が厳罰を望むことは自然な感情である。しかし，罪を犯した者の多くは，家庭，教育等の様々な要因から犯罪に至っており，刑罰は犯罪への応報にとどまらず，罪を犯した者の更生に資するものでなければならない。それが再犯を防ぎ，社会全体の安全に寄与するからである。同時に，犯罪被害者・遺族に対する支援制度は未だ不十分であり，その改善・向上は，重要な課題として，全力で取り組んでいかなければならない。

当会は，今回の死刑執行に対し改めて強く抗議するとともに，直ちに死刑執行を停止した上で，２０２０年までに死刑制度の廃止を目指すべきことを求めるものである。

２０１８年（平成３０年）７月３１日

千葉県弁護士会

会　長　　拝　師　徳　彦